

## 第三者行為求償について

(第3回運営協議会の質疑事項に対する補足説明)

**【問】** 損害保険会社等への求償実績が130件では少ないのではないか。

**【答】** 130件はレセプト点検により発見した件数であり、レセプト点検以外によるもの（保険者の勧奨による自主的な届出等）を含めると371件となる。

(参考)

H27年度実績（交通事故による第三者求償件数）

	受付件数	調定額
レセプト点検	133件	62,106千円
レセプト点検以外	238件	64,856千円
計	<u>371件</u>	<u>126,962千円</u>

**【問】** 何か別のことに取り組む必要があるのではないか。

**【答】** 厚生労働省は、損保団体との覚書締結による傷病届の提出励行等に取り組んでおり、課題もあるが、一定の運用効果が上がっているという認識である。

(概要)

- 第三者行為の結果生じた保険給付は、本来、保険者として負担する必要のない費用のため、第三者求償の取組は必要不可欠となる。このため、「把握漏れ、取り漏れ」を防止する観点から、被保険者側から傷病届の提出を励行することが重要となる。
- こうした観点から、第三者求償の約9割が交通事故に起因する点に着目し、28年4月、全ての市町村国保と損保団体との間で覚書を締結し、損保団体の支援のもと傷病届が着実に提出されることとなった。

(具体的な効果)

- 自主的な傷病届の提出率が27年度の61%から増加し、全体の75%に達する状況になった。  
そのうち、損保会社が代行した分は、28年4月は24%だったのに対し、12月には、4.1%と4割以上に上っている。
- 国保の利用から傷病届が提出されるまでの平均日数（自主提出分）は、27年度が約3カ月程度かかっているのに対し、28年12月は67.8日と約1カ月程度短縮されている。

(課題)

- 覚書の運用に関する課題として、損保会社の担当者へ覚書が十分浸透していない等の事例があるが、覚書の遵守については、国から損保団体に対し強く要請している。
- また、協力が不十分な損保会社があった場合は、各都道府県で個別事例を取りまとめた上で、国保連に連絡し、国保中央会を経由して国、損保団体に連絡される仕組みを構築している。

損害保険会社提出援助分の覚書運用後事故分に占める割合(都道府県別)

【覚書締結後の損保代行分の件数】(都道府県別)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計 (①)	事故件数 (4月~12月) (②)	構成 率 (①/②)
1 北海道	5	7	9	12	9	23	25	30	23	143 (2.37%)	8,407	1.70%
2 青森県	2	2	10	8	9	13	9	14	11	78 (1.29%)	2,810	2.78%
3 岩手県	3	3	1	6	2	7	8	9	8	47 (0.78%)	1,833	2.56%
4 宮城県	3	4	16	10	8	15	4	10	17	87 (1.44%)	6,028	1.44%
(5) 秋田県	0	3	6	6	3	2	12	6	3	41 (0.68%)	1,670	2.46%
6 山形県	1	10	25	16	14	17	23	13	13	132 (2.19%)	4,657	2.83%
7 福島県	2	1	5	2	7	13	5	10	11	56 (0.93%)	4,417	1.27%
8 茨城県	2	18	16	22	31	22	20	30	32	193 (3.20%)	7,856	2.46%
9 栃木県	3	17	19	22	24	36	31	26	29	207 (3.44%)	4,101	5.05%
10 群馬県	1	8	20	19	20	21	21	28	34	172 (2.86%)	10,215	1.68%
11 埼玉県	2	17	40	53	34	56	54	63	70	389 (6.46%)	21,176	1.84%
12 千葉県	7	12	43	41	27	62	49	69	63	373 (6.19%)	13,748	2.71%
13 東京都	6	19	41	35	35	41	40	40	48	305 (5.06%)	24,606	1.24%
14 神奈川県	0	8	18	17	19	47	21	22	18	170 (2.82%)	20,370	0.83%
15 新潟県	0	3	4	8	5	8	8	5	5	46 (0.76%)	3,599	1.28%
(16) 富山県	1	3	3	4	3	3	10	4	5	36 (0.60%)	2,638	1.36%
17 石川県	0	1	3	10	8	11	8	4	5	50 (0.83%)	2,645	1.89%
18 福井県	1	3	6	6	5	5	3	3	3	35 (0.58%)	1,368	2.56%
19 山梨県	2	9	16	11	10	14	11	18	15	106 (1.76%)	3,344	3.17%
20 長野県	0	3	7	2	3	8	8	12	10	53 (0.88%)	6,420	0.83%
21 岐阜県	0	11	12	15	12	22	10	10	20	112 (1.86%)	23,807	0.47%
22 静岡県	2	14	30	23	26	31	28	41	38	233 (3.87%)	4,908	4.75%
23 愛知県	15	25	65	56	69	75	72	79	63	519 (8.62%)	31,418	1.65%
24 三重県	0	1	13	7	9	10	10	20	4	74 (1.23%)	4,442	1.67%
25 滋賀県	0	4	8	4	2	5	7	8	4	42 (0.70%)	3,968	1.06%
26 京都府	0	0	11	10	11	10	9	5	7	63 (1.05%)	6,034	1.04%
27 大阪府	2	21	47	41	40	69	55	64	55	394 (6.54%)	28,670	1.37%
28 兵庫県	3	27	28	39	26	50	43	43	45	304 (5.05%)	20,832	1.46%
29 奈良県	0	2	8	4	6	8	4	11	11	54 (0.90%)	3,425	1.58%
30 和歌山県	10	25	18	19	21	26	27	26	24	196 (3.25%)	2,240	8.75%
31 鳥取県	0	0	5	1	3	2	2	1	4	18 (0.30%)	761	2.37%
32 島根県	0	0	1	1	3	4	2	6	2	19 (0.32%)	1,001	1.90%
33 岡山県	0	4	6	6	5	8	4	5	1	39 (0.65%)	6,622	0.59%
34 広島県	0	5	13	19	15	10	21	19	15	117 (1.94%)	7,450	1.57%
35 山口県	1	1	2	6	4	12	9	7	8	50 (0.83%)	4,100	1.22%
36 徳島県	0	4	8	5	8	12	13	6	13	69 (1.15%)	2,720	2.54%
(37) 香川県	0	2	2	1	4	13	5	5	12	44 (0.73%)	5,099	0.86%
38 愛媛県	0	4	8	7	11	12	13	12	9	76 (1.26%)	3,981	2.25%
39 高知県	1	2	10	8	14	5	8	5	13	66 (1.10%)	1,666	3.96%
40 福岡県	1	14	21	30	22	43	66	54	58	309 (5.13%)	28,566	1.08%
41 佐賀県	0	2	3	2	1	5	5	2	6	26 (0.43%)	5,992	0.43%
42 長崎県	0	2	5	1	4	5	4	6	3	30 (0.50%)	4,319	0.69%
43 熊本県	0	2	22	24	25	29	33	51	49	235 (3.90%)	4,794	4.90%
44 大分県	0	0	5	2	3	19	20	15	18	82 (1.36%)	3,551	2.31%
45 宮崎県	0	1	4	7	5	9	10	7	8	51 (0.85%)	6,949	0.73%
46 鹿児島県	1	0	12	12	4	8	16	12	10	75 (1.25%)	5,709	1.31%
47 沖縄県	0	1	2	0	0	0	1	2	2	8 (0.13%)	4,299	0.19%
	77	325	677	660	629	926	867	938	925	6,024 (100%)	378,631	1.59%

注) 平成29年2月12日現在の速報値である。